

(別紙1)

江戸川区ファミリー・サポート・センター事業 業務委託事業者の選定基準

1. 基本的事項

選定は「江戸川区ファミリー・サポート・センター事業業務委託事業者選定委員会」が行う。

第一次審査は書類審査、第二次審査はヒアリングを実施する。審査の実施にあたっては、「内容評価」と「価格評価」を行い、以下の視点に基づいて評価ポイントを設定し、ポイント総計の高い順に決定する。

2. 選定基準

評価項目		評価の視点
内容評価点	団体の体制・業務に対する取組み	<ul style="list-style-type: none">・ 経営状況の安定性・ 類似事業等に関する業務委託実績・ 基本理念、ファミリーサポート事業に対する考え方・ 事業実施体制・ アドバイザーの資質向上の取組み等
	事業運営内容	<ul style="list-style-type: none">・ 広報及び会員拡大に向けた募集の工夫、登録手続きの利便性向上等(オンライン申請に係る提案含む)・ 会員の講習、事故防止に向けた取組み等の実施内容・ マッチングや援助活動の活性化に向けた工夫、会員の利便性向上に向けた取組み(オンライン申請に係る提案含む)・ 利用料減免に係る対応事務、利用支援に向けた取組み・ 危機管理及び個人情報管理における的確な対応
価格評価点	価格設定の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・ 価格設定の妥当性

3. その他

次の要件に一つでも該当した場合は、審査の対象から除外する。

(1) 提出書類に虚偽または不正があった場合。

- (2) 提出書類を所定の日時及び場所に提出しないとき。
- (3) 一つの参加事業者が複数の事業計画書を提出したとき。
- (4) 誤字、脱字により提案内容が不明確であるとき。
- (5) 本プロポーザルに関する資格、条件等に違反したとき。
- (6) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れたとき。
- (7) その他、審査評価に影響を及ぼすような不誠実な行為をおこなったとき。